

**平成 27 年度「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」(地域会議)
四日市地域サミット会議 会議録**

1. 対談時間

平成 27 年 12 月 25 日 (金) 16 時 30 分～17 時 45 分

2. 対談場所

四日市商工会議所会館 1 階会議所ホール (四日市諏訪町 2-5)

3. 出席者

田中俊行(四日市市長)、石原正敬(菰野町長)、栗田康昭(朝日町長)、
城田政幸(川越町副町長)
鈴木英敬(三重県知事)
佐々木孝治(医療対策局長)、岡村昌和(子ども・家庭局長)、
高沖芳寿(環境生活部長)、福田圭司(地域連携部長)、山口千代己(教育長)

4. 議題項目：「子どもの育成に関する諸課題」

- (1) いじめ
- (2) 児童虐待
- (3) 多文化共生
- (4) 子育て支援対策に関する国と地方の役割分担

5. 会議録

(1) あいさつ

知 事

皆さんこんにちは。本日は、平成 27 年も残り 1 週間となったこのような大変お忙しい中、お時間を頂戴しましてありがとうございます。今日、子どもの育成に関する諸課題というようなことで、議論をさせていただくわけですが、後にお話もあると思いますけれども、新しい制度が今年度からスタートしたり、また子どもの貧困等についても色々状況・議論が出ている中で、やはり各地域によっても事情が違ってくると思いますけれども、子どもたちの最善の利益を考えて、どういうことが私たちにできるのか、というようなことについて議論をするのは正に時期を得た取り組みではないかと思っております。ぜひ限られた時間ではありますが、有意義な議論としてまいりたいと思いますので、何卒よろしく願いをしたいと思います。

また、今日はサミット会議ということでございますけれども、来年の伊勢志摩サミットの関係でも、北勢の各自治体の皆さんにも大変お世話になっているところでございますが、いよいよ来年となっております。残り 152 日というふうになっているところでありますので、また後に対応のご挨拶を差し上げますが、サミットの関係におきましても、ぜひとも来年もご協力を賜りますようお願いを申し上げます。それではどう

ぞよろしく申し上げます。

四日市市長

知事には毎年地域課題について意見交換をする場を設けていただき、ありがとうございます。まず、今年度の1市3町の共通テーマを「子どもの育成に関する諸課題」とさせていただいた趣旨について少しご説明をさせていただきます。

ご承知の通り、平成24年の8月に「子ども・子育て支援法」が成立をして、本年4月から子ども・子育て支援新制度が本格スタートしたところでございます。幼児期の保育や小中の学校教育、あるいは地域の子育て支援等について、その質と量の両面において拡充をすることによって全ての子どもが健やかに成長できる社会の実現を目指し新制度による多くの新たな施策が展開をされているところであります。一方で、同じく本年の4月には地方教育行政に関する法律の改正によりまして、新教育長や総合教育会議の設置、さらには首長による教育に関する大綱の策定等、地方教育行政も大きく様変わりをしております。

さらに、現在全国的に取り組まれているいわゆる地方創生におきましても、子育て支援はその中核を成す施策として非常に重要な課題となっております。そこで、子どもや子育てを改めて見つめ直すべきこうした社会的な背景を受けまして、1市3町の共通テーマを「子どもの育成に関する諸課題」とさせていただきました。それぞれ具体的な課題として、「いじめ」「児童虐待」「多文化共生教育」について掘り下げた議論をしていただき、最後に総合的に「子育て支援対策に関する国と地方の役割分担」というテーマで知事のご意見をうかがいたいと思っております。もちろんこうした課題は、各市町単独の課題でもないし、また各市町単独で解決できる課題でもありません。1市3町とそして県の強い連携協力関係の下に実効性の高い施策を展開して課題解決に向けて取り組んでいきたい、このように考えております。

それでは、まずそれぞれの首長から発言をさせていただきたいと思っておりますのでよろしく願いをいたします。

(2) 意見交換

1 いじめ

朝日町長

いつもは知事にお世話になりましてありがとうございます。それでは、私共が先陣を切ってということで、どうぞよろしく願いをいたします。大きな問題としていじめについての中身は2つ、1つ目はスクールソーシャルワーカーの配置についてのお願いをいたすところでございます。この三泗地域には、いじめ防止対策推進法および各市町のいじめ防止基本方針に基づきまして、いじめ調査や学級・満足度調査によりいじめ

の早期発見、それからいじめのない学校づくりに努めております。さらに、いじめ防止の啓発とともに、学ぶ楽しさを味わえる授業作りと規範意識の強い集団作りを進め、三河一帯でいじめ防止に取り組んでいるところでございます。ただ、今の子ども背景にはいじめのみならず、不登校、暴力行為、子どもの発達課題、それから保護者の支援、子どもの貧困等多くの課題を抱えておりまして、スクールカウンセラーだけでは対応できない事案も増加しております。そこで、子どもの環境に働きかけるスクールソーシャルワーカーの養成が急務でございまして、県と市町で協力してスクールソーシャルワーカーの充実を図り、一人ひとりの子ども、特に不利な環境におかれている子どもたちの可能性を開花させ、人生を豊かに輝かせたいと願っているところでございます。ぜひともこのスクールソーシャルワーカー、SSW と言いますがそれを有効活用できる人材・配置増にご配慮いただければ幸いです。

それから2つ目でございますが、県の学びを支える環境づくりの推進事業についてでございます。いじめや不登校等の課題を解決して、子どもたちの学びを保障するための環境づくりを推進する場合、スクールカウンセラーを配置し、教育相談体制の充実・活性化を図るための学びの環境づくり支援事業やスクールカウンセラー等の活用事業、それからまた子どもたちが自らつながりあい、問題を解決していく力を育成するための安全・安心な学校づくりをすすめるための全ての子どもが輝く学校づくり支援事業やいじめ・不登校対策事業の各事業は大変有効で有意義な事業であるとらえております。県の予算が削られていくことの無いよう継続して予算計上をぜひ希望いたします。

いじめ問題につきましては以上2点。どうか実現していただきますようお願いを申し上げます。このいじめ問題の提案ということで、どうぞよろしく願い申し上げます。

知 事

はい、ありがとうございます。2点栗田町長からあったもののうち、まず1点目のスクールソーシャルワーカーの関係ですけれども、町長おっしゃっていただいたようにいじめだけではなくて、不登校とか、子どもの貧困の事とかそういう子どもを巡る環境とか状況が複雑化・多様化していると。例えば、県では今この子どもの貧困対策計画というのを年度末までにまとめるべく現在作業をしまして、全国も大体他の県も策定しているのですけれども、実態調査ということもやったのです。この様々な児童養護施設とか児童相談所、いくつかのところから聴取をして実態調査としても30数件ですけれども、やらせていただきました。特徴は自分たちでSOSを発することができない事案というのがやはり多いのと、一つの家庭において子どもがいじめとか不登校ということだけではなくて、親に浪費癖があったりとか、あるいはDVがあったりとか、精神疾患があったりとか、いずれの世帯においても課題が非常に重層的になっていると。この2つの特徴が、自分からSOSを発せられないというのと一つの世帯で課題が複

数あるというようなことが明らかになってきております。そういう中で、いかに子どもがどういう状況に置かれているかということ、これはもちろんいじめも含めてですけれども、早期に発見をして、早期に対処をする。そのために色々な関係機関につなぐということが非常に重要であると思っています。

子どもの貧困対策計画の中でも、学校をプラットフォームにというふうに言っていますが、それは子どもたちとの接点の多い、子どものいじめも含めての状況がわかりやすいのが学校であるので、学校でなるべく早期発見をして早期対処につなげていこうという考え方で今やっています。その中で今申し上げたような課題が複層化しているような状況の中で、学校・教育現場と福祉をつなぐスクールソーシャルワーカーの役割というのは大変重要であると思っています。今年度も1人増員をして、現在8名県庁に配置をしているところでありますけれども、予算の関係は今、私は要求を受けているところなのでちょっと何とも申し上げられないんですけれども、またさらに増員の要求というのを現在教育委員会からも財政当局にしてくれていると聞いています。加えて、昨日閣議決定されました国の当初予算においてもスクールソーシャルワーカーの充実・拡充というのが閣議決定をされています。また、加えて国の色々な制度、教育行政を話す中央教育審議会、ここにおいてもスクールソーシャルワーカーを法令上ちゃんと位置づけるよう等、そういうような議論がされると聞いておりますので、そういう国の動向等にも我々はさらに期待をしていきたいと思っております。いずれにしても、今申し上げたような限られた財源の中ではございますけれども、スクールソーシャルワーカーの重要性を認識した上で、しっかり増員・充実していけるように努力をしていきたいと思っております。

それから2点目のスクールカウンセラーの関係の学びを支える推進事業の関係ですけれども、現在全ての公立中学校区、157の中学校区があります、そこにスクールカウンセラーを配置させていただいているところであります。さらにスクールカウンセラーの配置を正に今年度から各市町教育委員会の皆さんと調整して、配当時間の数を柔軟に活用できるようにというような形もさせていただいているところでありますので、予算はこれからさらに編成をしていきますけれども、町長がおっしゃっていただいたようなスクールカウンセラーの重要性等についても我々も十分認識をしているところでありますので、よく検討していきたいと思っております。加えて、大事なことはさっきのスクールソーシャルワーカーとか、スクールカウンセラーとか、当然学校教育もそうですけれども、いじめ等においても、警察等も含めてチームで当たっていくということが大事だと思いますから、そういう関係者の連携等についても、しっかり取り組んでいって、子どもたちがいじめ等から安心して学べる環境づくりに努力をしていきたいと思っております。

子ども・家庭局長

はい、学校をプラットフォームにという言葉もありましたけれども、やはり学校現場というのは色々な子どもたちの困難な状況というのですか、それを早期に発見できる場かなと思っておりますので、そういったことをまず発見して、見つけてもらって、学校で対応していただく部分もあるかもわかりませんが、正につないで行ったり、福祉行政の方でも対応していく部分もあると思いますので、子どもの貧困も含めて、そういった形で連携して対応していきたいなというふうに思います。その中でもソーシャルスクールワーカーの役割というのは非常に重要だと思っておりますので、しっかりと連携しながらやっていきたいと思います。

朝日町長

色々な大きな可能性の中で話をさせていただきました。やはり、貧困問題。どうしても朝日町関係となりますが、大変、子どもがいっぱい増えます。そういう状況の中で、大きな枠の中で流れていくかなという、何がというわけではありませんけれども、そういう状況の中で、どうも貧困とかいう視点が欠けていくところがあるんじゃないかなというふうに思います。だからきっちり見ていくという目をはっきり自分たちでしていきたいと思いますので、今知事さんの心強いご返答・回答をいただきましたので、どうぞよろしくお願いいたしますと思います。

知事

そうですね、よく見ていくということとか早く見つけるということが大事だと思いますので、そういう意味では去年一昨年からですかね、いじめに関する調査を学校現場と各市町教育委員会にご負担をかけているところであると思いますけれども、やはりそういう機会をうまく捕まえていただいて、日頃から先生たちは子どもたちと向き合っているとは思いますが、そういう調査、確かにご負担の部分はあるかもしれませんが、なるべくご協力いただいてその子どもの状況を把握するきっかけにさせていただいて、早期に発見をしていくというような形にぜひ学校現場の皆さんや市町教育委員会の皆さんにおかれても、ご協力を引き続き賜れればと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

2 児童虐待

川越町副町長

それでは私、川越町の副町長の城田でございます。よろしくお願いいたします。本来であれば川越町長が来てこういう場に出席をさせていただくわけでございますけれども、町長、皆さんもご存じのように体調を崩しておりまして出席をすることができませんので代理として、私、出席をさせていただきました。ご理解をお願いしたいと思います。

す。

知事におかれましては、奥様の妊娠まことにおめでとうございます。私、2人の子どもを育ててきましたけれども、本日の議題につきましては本当に将来を担う子どもたちに関する事項でもありますし、とても重要なことと思いますので、よろしく願いをしたいと思います。

そういった中、私から児童虐待の課題といたしまして、児童虐待と児童相談所関連の2点についてお聞きをいたします。

まず1点目の児童相談所の現状や職員配置についてでございます。少子化が進む中、子育ての経験を重ねることが十分できず、県内における児童虐待相談件数は平成22年度を境に大きく増加をしており、その後も年々増加をしている状況でございます。県内には5か所の児童相談所が設置されておりますが、その中の北勢児童相談所が管轄する北勢地域は県内の人口の約45%を占めております。最大の人口集中地域であり比例して虐待件数も増加をしていると思われませんが、各児童相談所の相談対応件数の状況はどのようになっているのか。また平成24年度に北勢管内におきまして、2件の痛ましい事件が起きました。そういったことから、県におかれましては、早急な対応を行い、法的対応室の設置、市町支援プロジェクトチームの新設、ケースワーカーや保健師の増員等組織化を図られておりますが、各児童相談所の職員の配置状況はどのようになっているか教えていただきたいと思っております。併せて、ケースワーカー1人当たりの受け持ち件数は北勢管内が大きくなっているのではないかと思いますし、また、他の地域に比べ家庭状況も複雑なものと推測をされます。1件当たりのケースワーカーの対応時間も長くなると思われますが、その状況につきましても、お願いをしたいと思います。

続いて2点目の虐待を起こしてしまった親等への回復支援についてでございます。子どもの安全を確保するためには、施設入所や一時保護等やむを得ない措置もございますけれども、親子を引き離すところがゴールではございません。むしろ、スタートラインとして子どもは共に暮らせる家庭が子どもにとって大変有意義ではないかと思っておりますし、親の支援は非常に重要でございます。支援には様々ございますけれども、虐待をしてしまう親の立ち直りを支援するためには個人の苦しさ、困り感、この背景に着目をしまして、生きること全般に対する困難や課題に気づいていけるよう支援をしていくことが必要であろうかと思っております。そういった中、三重県では早い段階でペアレントプログラムを導入し、虐待した親の行動の変化を、また回復を支援するプログラムを実施してこられた経緯がございます。現在は児童相談所において、虐待をしてしまった親に対しまして、個別に対応するペアレントプログラムを実践しておりますが、虐待をしてしまいそうな心のある親へのプログラムといたしましては、平成22年度に「きらきら・ママ支援プログラム」が実施をされましたが、残念ながら単年度で終了し、継続的な開催はされていないようでございます。児童虐待を未然に防止する

ことの重要性はよくご存じのことと思いますが、そのような観点でのプログラムは現在どのような対象者・内容で実践されているのかその取り組み状況につきましてお聞かせ願いたいと思います。以上でよろしく願いいたします。

知 事

はい、ありがとうございます。それでは 2 点あった内の児童相談所関係の現状でございますけれども、北勢児童相談所は 5 市 5 町を管轄してございまして、管内の 18 歳未満の児童人口は 14 万 4 千 585 人で県全体の 49%です。児童虐待相談対応件数、平成 26 年度北勢児童相談所においては、502 件と県全体の 45.1%を占めております。先ほどのありましたような平成 24 年度に桑名市および四日市市で発生した 2 件の児童虐待死亡事例、この時はそしてその後検証委員会というのを設けて、それぞれのケースでどういうことが課題だったのかというのをかなり長く丁寧に有識者の皆さんにご議論いただいて、その後様々な対応を取って、いくつか後で紹介をしますけれども、児童相談センターで法的対応室や市町支援プロジェクトチームを作ったり、平成 25 年度に県庁と各児童相談所を合わせて計 15 名の増員を行って、その中で北勢児童相談所では 25 年度・26 年度ケースワーカーを 1 名ずつ増員をしています。北勢児童相談所のケースワーカー数は今年度の 4 月 1 日現在で 17 人となりましたが、1 人当たりのケース数は平均 60 件で、県平均の 50 件を上回っております。併せて、先ほど副町長からもありました通り、中身的にも北勢地域は人口の流入が多いので、家庭の実情を十分把握することが難しく、児童相談所の負担も大きくなっています。県においては今回この期の閣議決定した予算においても、児童相談機能の虐待対応の強化ということで、予算が国の方でも、我々ずっと要望をしまいらしたので、そういう項目入っておりますけれども、そういう形での人員配置等については、これからもしっかり配慮して検討してやっていきたいというふうに思っていますし、来年度の 4 月からの組織改正に向けて今組織とか機構とか定数というのを庁内で議論をしていますので、そういう中でもしっかりとこういう県全体の児童相談所あるいはこの北勢児童相談所の現状をしっかりと踏まえた対策についてしっかり議論をしていきたいと思っております。一方で後にも少しお話しすることとも関係するのですが、平成 17 年の児童福祉法の改正から一義的児童相談の窓口は 1 自治体と。その中で困難なケースとか専門的なケース等について児童相談所でしっかり扱おうということにされていますので、だから市町で全部やってくれということではなくて、連携してやっていきますけれども、市町におかれても連携して引き続きの取り組みをぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。

それから、親支援について、虐待後と未然防止についてお話をいただきました。虐待後につきましては、特に平成 24 年の事案があって、検証委員会というのを踏まえて、私たちが平成 25 年度にはリスクアセスメントツールという、一時保護を躊躇しない

ためのツールを作りました。これは海外の事例等を、特に人種のたくさんいるアメリカとかカナダとかいうところを参考にツールを作りました。その行政機関の判断で恣意的に一時保護を躊躇したりしないように、一定の基準に該当したらしっかり一時保護をする。とにかく子どもの命をしっかりと守る。その結果として、もし一時保護をしないならその理由を明確にするようなツールを作りました。そして 26 年度には、一時保護をした後の親とのもう 1 回家族を戻すためのニーズアセスメントツール、その家族あるいは母親の強み、そういうものをどういう分析をして、どういうふうなアプローチで家族の再統合を図っていけばいいのか、そういうようなツールも開発をしまして、現在児童相談センターや児童相談所で運用をさせていただいているところであります。これは全国的にもなかなかない事例でありますので、そういうのを活用して現在やっています。

それから未然防止のところの「きらきら・ママ支援プログラム」等については、確かに単年度でやらせていただいたのですが、参加回数が多い等色々負担感があったこととかもあって、23 年度は「きらきら・ママ支援プログラム」のファシリテーターを養成する講座というのを県の方としてはやらせていただきました。そこでファシリテーターは一定の数を養成しましたので、24 年度以降はやっていないという整理なのですが、未然防止ということでは、一定の子どもたちや家族との関係において、例えば母子保健の世界等においても、様々な基礎自治体において接するところがあると思いますので、直接の 22 年度特化のファシリテーターに変えたのは、そういうのをコーディネートしていく人材をつくるということを県の役割と考えてむしろ普段の母子保健等を含めた家族との支援、家族との関係等においては市町において、地域の実情を踏まえて、しっかりやっていただくこと。そういうような整理があったというふうに思っています。ですので、今回少子化対策等の文脈で三重県版ネウボラというようなものも色々出させていただいておりますけれども、正にフィンランドのネウボラ等もそういう未然防止、家族支援というような観点で色々出て行っておりますので、様々な事業を活用して各市町においてもそういう未然防止につながるような家族支援、特定の継続的な未然防止につながる家族支援等についても力を入れていただけるとありがたいと思うところであります。以上申し上げましたけれども、いずれにしても、今後も、国もまだ来年児童福祉法の改正があるようです。そこにおいては一義的児童相談の窓口としての市町村の役割を強化・明確にしていきつつ、さらに児童相談所等が困難なケースをやるというような方向が強くなるのだらうと思いますけれども、我々も先般私も塩崎大臣にお会いをしたときに、例えば三重県で言うと 29 市町の内、8 の市町しか専任で児童相談を置けるところはないと。そこはしっかりと財源とか人材とかそういうところを手当てしていただかないといけないというようなことを、単に法律改正だけされても困ると。市町の実情に応じた対応ができるようにしてほしいと。というようなことを申し上げておりますので、我々も、もちろん一緒になってそういう形で連携して取り組ませていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

子ども・家庭局長

先ほど知事からお話のありました虐待をする前の親に対する支援のプログラムというのは色々やってきまして、例えばMY TREEペアレントプログラムであるとか、先ほどのきらきら・ママとかなんですけれど、非常に負担が大きいということもあって例えば半年ぐらいそれに参加しなくてはいけないというのがありましたので、その辺も考えてリニューアルをしていきたいということもあって、ひとつはファシリテーターということでより地域に根付いた形で地域の方で、住民に身近な市町の方中心にお願いするところもあるのかなということもあって、見直しをしていたところです。一方で県の事業としても虐待だけに限るわけではないんですけれど、「子育てはっぴいパパ・ママワーク」というのをやっておりまして、これについてはやはり近年核家族等もあってなかなか母親を中心として子育ての負担が大きいということもありますので、そういった悩みとか色々な子育ての仕方等、気づきを意見交換するような場があるのかなということで、ワークショップの形をとりながら各市町さんをお願いをしながら開催をしているところでもありますので、こういった制度もご活用いただければ、市町の方でもより住民に身近な所でということ、一緒になってやっていけたらありがたいなと思っています。

川越町副町長

ご回答ありがとうございました。今後の取り組みといたしましてお願いをさせていただきたいと思います。まず各児童相談所の職員の配置につきましては、ケースワーカーや保健師の増員等組織強化を図られていることは理解をさせていただきますけれども、北勢管内は人口がまず多く、核家族化が進み、家族関係が複雑なケースが多々あるかと思えます。その中で、1事案あたりにかける時間も相当な時間になってくるかと思えます。虐待は命にかかわることですので、また、命が関係なくても子どもの心に本当に深い傷を負わせないためにも迅速な対応が必要不可欠であり、子どもを守るのは行政の責務だと思っております。そういったところから、県内地域の状況を加味した職員の配置をお願いしたいと思えます。また要望となりますけれども、児童虐待は学校や保育所等における発見が多くある中、学校側は保護者等の関係が崩れる事の無いように慎重に対応しているという感がございます。ちょっと遅いかなという感がございますので、そういったことから早期の連絡・状況把握・対応等ができるように県教育委員会からの体制強化指導にも努めていただきたいなと思っています。

また、回復支援につきましてでございますけれども、子どもにとっても親にとっても親子が共に暮らすのが一番いい環境でございます。こういったプログラムを行っていくには高い専門性が求められることですので、今後も虐待をしてしまった親に対する

事業は継続をしていただきたいなと思うところでございます。

また、児童虐待を未然に防止することの重要性は理解していただいている事と思っておりますので、虐待をしてしまいそうな心の状況にある親御さんに対しての支援についても再考していただき内容の充実を図る事業の実施をお願いをします。

さて、最後になりますけれども、先般の新聞報道等でありましたが、国は児童相談所の機能のうち、親に対する支援を分離して市町を含めた別の機関に通すというような検討をなされているようでございますけれども、これまで虐待をしてしまった親に対しては、県と市町等が連携をして、支援を行ってきております。機能を分離することで、これまでのような対応ができなくなることも考えられますので、その辺もよろしくお願ひしたいと思います。既に関連する法案の改正も予定されているようではございますけれども、支援が必要な方々の視点に立っていただいて適切な支援が継続されるよう制度の改正には慎重に検討いただくよう国に働きをかけていただきたいと思ひます。私からの意見等については以上でございます。ありがとうございました。

知 事

ありがとうございます。まず児童相談所の体制については少し申し上げたことと重複になりますけれども、来年度の組織や定数の議論の中でおっしゃっていただいたことも含めてよく検討をしていきたいと思ひますし、学校の部分については教育長もよく受け止めていただければと思ひます。先ほどの私もさっきの1回目で少し触れましたけれども、国の制度改正においては国が実感値に基づかない論理的にあるいは非常にうまくいっているところだけを見て対応するようなことが無いように、地域の実情を踏まえてやれるように検討はお願いをしていきたいと思ひますし、国の動向等についての情報収集もしっかりやっていきたいと思ひます。結構、子どもの関係のこの虐待もそうですし、子どもの貧困とかもそうですし、後は家庭的養護、里親とかファミリーホームとかそういう部分の関係についての厚生労働省の議論等を見ているとある一部の本当に様々な条件が重なってうまくやれている自治体の事例等を基に、それが全ての自治体で出来るだろうという感じで制度改正していくケースが結構あるので、それはそうじゃないぞということは含めてよく我々も言っていきたいと思っておりますので、また我々もさらにはもっとも現場に近い市町の皆さんもよく把握をさせていただき、よく勉強をさせていただいて、そういう国への働きかけもしていきたいと思ひます。

四日市市長

城田副町長からの先ほどのご発言に関連して、子ども・家庭局長にわかる範囲で教えていただきたいのですが、副町長がおっしゃったように、児童虐待というのは本当に子どもの身体・精神あるいは生命にまで重大な影響を及ぼすものであり、その全

国的な事例の中で、最悪の事態に陥ったケースも多々あるかと思えます。その時に感じていたのは、児童相談所の介入機能・タイミングがネックになっていなかったかということです。今回国の法律改正で準備中ということですが、その介入機能がきちんと担保されるのであれば、最悪の事態を回避できるような目的に向かって、かなり私は前進するのかなと期待しています。先ほど知事から、三重県は独自で一時保護の仕組みを作っていたと発言がありましたが、それに加えて、今回の法改正で児童相談所の介入機能ということについて、具体的にどのレベルまでそれを高めようとしているのか、わかっている範囲で教えていただければと思います。

子ども・家庭局長

ちょっとまだ詳細の方はまだ示されていないところがあります。あいまいなお話になるかも分かりませんが、先ほど市長がおっしゃっていただいたように、県としてはまず一時保護をためらわないということをシステム化していくとやっています。それと併せて、早期にやはり見つける、兆候を見逃さないというのが大事なのかなというのがありまして、法改正につながるかどうかというのはまだ未確認ですけれども、今「189」というのが今年から始まりまして、この 189 番に電話すると、すぐに児童相談所につながるというのがありまして、これでそういった色々な誰でも電話してすぐ早期に見つける制度が出来上がっているのですけれども、その窓口の一元化といえますか、そういったことを考えていく部分があると思います。今は各それぞれの児童相談所が分けてやっているのですけれども、普通の対応窓口を一元化してから専門の組織も含めてこういう形の中で早期につなぐというか、そういったことも検討されているようですのでそれと併せて三重県で言いますと、先ほどの一時保護をためらわないというそういう標準的なツールを使いまして、すぐに介入型支援という形で対応に行くような形で取り組んでいければと思います。

菰野町長

児童虐待の話が出たので以前からこのテーマで色々知事と議論させてもらっていて、人員も増加しながら、仕組みも上手にできてきて、確かに件数に限界はあるのでどこまで持っていくかというのは難しいと思うんですけど、引き続き要望としては出していますけれども、改善してきたなという実感は持っている訳なんです。今局長さんがおっしゃった部分、一時保護をためらわないという部分と、もうひとつ現場サイドで言うと一時保護してから家庭復帰させていくとかその家庭を再構築していかなければならないというところのせめぎ合いというのはやはりひとつもう1個深い課題があると思うんです。ですので、児童相談所の中で私どうやってやるか分かりませんが、市町、少なくとも菰野町のレベルでは踏み込んで引き離す人間ともう1回戻していく作業をする人間が重なってしまう、やはり人員配置がなかなかできないんです

ね。それを例えば保育士に頼むとか小学校の教員に頼むとかしながら上手に引きはがした部分とくっつける部分を違うルートにしなければいけないなというところが、もうひとつ今我々として課題があるんですよ。ですので、北勢児童相談所の中で、そういう部分についてどういうことをこれからやっていくか、そういう知見をもうちょっと積み上げてさらにそれを横展開できる、そういう時期に来ているのではないかなと思っているので、法改正とは別にして、そういう課題はどうかなと。あれば何か答えていただけると。

知事

今度は現場の実態があれば言ってもらったらいと思いますけれども、正に町長がおっしゃる通り、26年度から今申し上げたようにニーズアセスメントツールというその家族再統合のためのやり方のシートみたいなツールを作って、今年度からは、その中で重篤なあるいは非常に困難なケースじゃなくて、比較的再統合に持っていきやすいようなケースのモニタリングは児童相談所が直接やるんじゃなくて、違う団体、NPO等そういう子育て等にある虐待等について一定の知見のあるNPO等にモニタリングをしてもらって緊急度が高まってきたら児童相談所に移すとか少し主体を変えて、やはり児童相談所の職員自身も町長おっしゃったように、はがしてきて、また同じ人間が同じ顔でやることは、すごくつらいんですよ、ということをよく言っていたものですから、とはいえ困難なケースの場合は、やはり児童相談所がしっかり噛まないといけないので、より簡易なケースというかまだ再統合にそんなに重くないようなものは違う主体、民間等をお願いしながらモニタリングしていくというのを今年度から予算をつけてやっていますので、状況を見ながらまたやっていければと思います。

子ども・家庭局長

確かに知事が申しましたとおり、同じ職員が同じ返す時に同じ相手をするというのは職員がちょっとつらいところがありますし、相手方にとってもなかなかうまくいかないという部分があると思いますので、そういった第三者というか、違うところを通じて返すというのはひとつの非常に重要なやり方かなと思いますので、それを引き続き検討していきたいと思っています。

また、今の時点の話として、返す時の客観的な状況判断というのは大事かなと思っていますので、なおかつ一時保護した時の児童相談所の職員というのがその時の状況を一番よく知っていますので、そういったことも確かに大事で、それを踏まえてどう返せるかなというのも重要な部分かなと思いますので、非常に重たいケースについてはそういう部分も要るのでニーズアセスメントツールということで、こういったことを客観的に判断して同じ基準で返し方を考えていこうということであるとか、あるいは今CSPというのもやっているんですけど、返すにあたって、親をどういうふうな教育、

再教育というのは変なんですけれども、虐待をしないように親に理解を求めていくかといったそういうプログラムもやっておりますので、そういったことも合わせて、その確認をしながら家族再統合に向けて円滑にいくような取り組みを総合的に進めていきたいと考えています。

3 多文化共生

菰野町長

時間も限られていますので、問題意識を少し話させていただこうかなと。と言いますのも、菰野町で多文化共生というのは実際私もやっていないし熱心に取り組んでいなかったという反省がひとつあるのですが、実態を見てみますと、ポルトガルとかあるいはスペインとか中国とかそれぐらいの話なのかなと思っていましたが、最近スリランカとか、あるいはパキスタンとか、多言語化していているという実態がある中で、今まで県が巡回で支援員を回してもらっているのですけれども、それはそれで、一言語もしくは二言語ぐらいの話なんです。だとすると、どんどん細分化されていくところに対してどうフォローしていったらいいのかなというのが、そもそも発端にまずあるのと、もうひとつは子どもたちが育ってきた最後の出口論なんです、中学校を卒業したら県立なりなんりの高校に渡していく、そして大学に行く、社会人になると。この出口の所は詰まっているんじゃないかというこの2点があったので、ひとつ全体の話はもう単純明快に巡回指導員を増やしてくださいよと。月1回ぐらい来てもらっていてもなかなかその子どもたちにとって日本語が使えるいくというレベルに達しないので、県としてどこぐらいまで目指されているのかということと内部で協議されて欲しいなというのがひとつ、で出口論についてはやはり就職先とか進学先のキャリア形成の指導をどういう形でやったらいいのかというところで、ここは正しく県の範疇になると思うのでしっかりやっていただきたいというような部分での私の提案なんです。同化政策にならないようにしていかないといけないのでまた一方で痛しかゆしの部分はあるんですけれども、コミュニケーションがしっかりとれて、社会で自分たちが生活していくという基盤をどうやって気付いてやれるかということの観点で、もう少し我々も問題意識を持ってやっていかなくてはいけないなというのと、また三重県で結構独自の取組をしていかなくてはいけないという観点で私考えていますので、その辺り、お聞かせ・考え方を頂ければありがたいと思っています。以上です。

知事

ありがとうございます。まず1点目の多言語化していくことへの対応ということについては、どういう規模、あるいはその子どもの状況になったらその言語のものを、巡回相談員を増やせばいいののか的なメルクマールとか基準みたいなものが明確にあるわ

けではないので、そこはよく整理をしていかなければならないと思う一方で、例えば鈴鹿の方にもミャンマーからカレン族という少数民族の方々が1世帯こられていますが、そこも非常に言語の難しい中でありますけれども、地域のNPOの皆さんとか、国の民間の、それこそ笹川財団になるのですけれども、とか、後は地域のシイタケ屋さんの矢田さんというひとですけれどもとか、すごい皆の力でコミュニケーションをとりながらやっているというような部分があると思うので、そういう形を、相談員を直で増やすということも含めてそういう地域でどうかカバーしていくかということについてもよく検討していかなくてはいけないなど。今にわかにかようなふうな方法という答えは無いですが、そこは考えていかなければいけないなと思っております。

それから2点目は正に出口論のところは、うちも高校においての外国人生徒の出口において、支援するための外国人生徒支援専門員というのを飯野高校に配置をして、北勢の学校等に派遣をするようにはしていますけれども、それで足りる部分なのかどうかもう少し丁寧にやっていかなければダメな部分もあるのかどうかそういうのも。後は求人開拓とか。外国人の生徒がどういう能力を持っていてどういうことができるのか等そういう部分においても、企業との接点等もたくさんもって持っていけないなと思っておりますので、ここは特に重要な点かなと思っています。それを高校に入っても出口が近づいてきてから何か対応するというだけではなくて、今年度から四日市の笹川でひとつモデル地域をやらせていただいていますけれども、もうちょっと児童の段階の時からNPOとも連携をして上級学校というか高校のツアーを行ってみたりとか、保護者向けのセミナーをしてみたりとか、もう少し出口が近づく前の段階でも意識醸成を図ったりその保護者についても理解をしてもらうというような取組も大事だなと思っていて、今笹川地区でやらせていただいているようなことを検証してどういう根本的な対策が必要かということは議論していければと思います。

教育長

先ほど知事も言われましたけれども、初めはポルトガル語・スペイン語でした。最近ではタガログ語が非常に多くなってきて、フィリピン系ですね。フィリピンでもミンダナオ等、色々島によって言語が違うのでそれを一律に教育委員会が対応するというのは難しいかなということは考えております。そんな中でやはりコミュニティースクールが必置義務ではなくて努力規定にはなりましたけれども、開かれた学校を含めて、あるいは地域とともにある学校づくりという中で、やはり教育行政だけでは十分できないところはそういう地域の方々のお助けを借りながらやっていく必要があるのではないかなということを最近考えております。特に先ほど知事に言われましたように、鈴鹿は愛伝舎さんとかそういうのがかなり初めから日本語指導についてということでも受け入れ体制、そして生活言語、そして学習言語という段階を踏んだ形でJSLカリキュラムをやらうとして、色々工夫しながらやっていて、それを横展開できないかということをや

り始めているのですが、なかなかそれが定着しないというのが実態で、どっかに問題があるのだろうと私は思っておりまして、その辺り学習言語にどうやって近づけていくか、それは家庭の方が親御さんが日本語がまず話せないところ、そこでせつかく学習で日本語を学んでも家庭へ帰ったら、先ほど言われましたけれども同化政策になってはいけないと思います。ダブルリミテッドという話もありまして、非常にその辺りで子どもと親との関係をどう整理するかということもあって非常に難しい立ち位置にあるのかなと思っております。

ただ、最近では親御さんも定住するというのが鈴鹿では増えてきておりまして、これは非常にやりやすい方法かなというふうに私は思っています。先ほど出口論の話がありましたが、三重県は高校へ進学する率は非常に高い。ただしそれが定時制に中心になっていると、全日制に来ていないのでということで笹川地区の自治会の方々がやはり全日制の方でしっかりと教育を受けられるような体制を整えられないかということで、知事が言った子どもたち向けの上級学校セミナーということで中学生には高校を見せる、高校生には大学を見せるということで、そういうツアーを今年からやり始めました。就職についてもそういう企業へ、定時制の子どもたちが企業へ行くと。そういうようなことを、アルバイト等そういうのをひとつ段階を踏むというそんな話、そして保護者にやはり一緒に勉強してもらう、そういうようなことを今年から取り組み始めまして、私ここに来るまで菰野町さんが亀山市より外国人児童生徒が多い状態というのをちょっと失念してしまっていてこれは菰野町さんが59名、亀山市さんが53名ということで今までは7集住都市と言っていましたけれども、亀山市さんよりも菰野町さんの方が多くなってきているということで、改めて巡回指導員を回すというだけではなくて、やはりその教育委員会としっかりと話をしていく必要があるかなと思っております。

環境生活部長

私ども環境生活部では、外国人住民の方にお互いの文化を尊重しながらしっかりと地域に根差していけるような環境づくりをしていくというのが、うちの今使命というふうに思っておりまして、先ほど町長が言われたように、多言語化が非常に進んでいるという状況の中で、私どもとしては多言語に対応できるような生活情報をしっかりと情報として発信していく。多言語での窓口相談を始め、情報発信をしっかりとやっていくということをやらなければいけないと思っておりますし、それとその地域で先ほど教育長も言いましたけれども、子どもたちに母親なり家族の方が日本語をしっかりと教えなければいけないような状況である中で、親もしっかりと日本語が学べていない状況がまだまだあるという中で、地域一体となって子どもたちを一生懸命支えていって地域全体として家族で、地域で、外国人住民の家族が生活できる。そういうような地域社会づくりというのを目指しまして、多文化共生社会づくりの指針というのを新しく作っていますので、その中で地域の一員として、しっかりと共に生活できるような環境づくりに少しでも

努めていきたいというふうに考えておりました、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

菰野町長

問題意識としては一緒なんですよね。県さんがやられているのが、いつも県と市町のせめぎあいでは県はモデル事業やっているからという話になると。モデル事業やっていないよりはやっていた方がいいんですけども、それが実際モデルじゃなくなってから市町の役割と県の役割がどれぐらいの線引きでいけるんでしょうかね、というところなんですよ。

うちも2名ぐらい支援員を雇って巡回させているんですけど、これもまた困っているんで、やはり支援員を雇う予算なのかどうなのかというところがこれからの課題になるでしょうという検証をしていただいて、県の予算を付けてもらうということになるんだと思いますね。

例えば多文化共生以外の所でも、ここでお話挙げているいじめも児童虐待も、いじめはちょっと他地域とも親和性があるのかわかりませんが、都市化というかそういう問題の中でどうしても今の県と市町の間で行くと、俺たちの所道路が無いからどうにかしてくれとかあるいはこっだけ人口減っていくから、もうちょっと県さん金くれよみたいな話の一方で、都市化が進めばこういう問題が出てくるわけで、そこにどうやって目配せしていくかということの課題だと思っているので、今日即座に答えをくれといつも言っているのではなくて、答えは議論をしっかり積み上げていくという観点からやってもらうのと、もうひとつはばらまきは不能だと思うんです。何か給付金をば一っと、例えば所得300万円以下の人にばらまきますという話ではなくて、手を動かして行政がやっていく、行政課題としては極めて手間暇かかるけれどもやらなくてはいけないということでやっているんで、その辺りもう少し、やはり市町と県がせめぎ合いながらやっていくと思っているので、また予算があったらよろしくお願ひしたいと。課題を持っている市町に対してはしっかりと手当てをしてくださいということをお願いいたします。

4 子育て支援対策に関する国と地方の役割分担

四日市市長

「子育て支援対策に関する国と地方の役割分担、少子化対策・子育て支援に関する特別提言を踏まえて」というテーマで発言をさせていただきます。

先ほどまでは、かなり個別の課題についての意見交換でしたが、私からは少し視点の違う国と地方の役割分担というところから発言をさせていただきます。

地方6団体とも同じだと思いますが、全国市長会でも全都市に共通する課題である

とか、あるいは単独都市では解決が難しい問題について、調査研究を行っております。その一環として昨年度少子化対策・子育て支援に対する研究会という組織が設置されまして、座長を務めさせていただきました。

この研究会は全国の市長の代表 31 名で構成をされておりましたが、会議の傍聴を希望される市長が非常に多く、5 回の開催いずれも 50 名ぐらいの市長が出席されており、改めて全国的に子育て支援・少子化対策に対する関心の高さを実感させられたところ です。全国の市長から千差万別、様々なご意見が出されましたが、今年 5 月に国に対する特別提言という形で取りまとめをさせていただきました。住民の皆さんの最も身近な市町における責任・役割がもちろんありますが、同時に全国どこに住んでいても、どんな家庭状況にあっても安心して子どもを産み育てられる環境づくりというのは、国の役割・責任も非常に大きいと考えております。現在、各地方自治体とも人口減少少子高齢化社会に立ち向かうべく地方創生の総合戦略を作成されていますが、各市町それぞれ置かれている環境、財政状況も違いますし様々な条件が違う中で、その独自の判断・裁量によって少子化対策を実施していくとなると、ともすると行政のサービス合戦にもなりかねないと思っています。例えば、典型的な事例としては、子ども医療費の助成制度にしましても、財政力の差によって、各市町で大きく助成制度の在り方が変わってくる場合があります。結果的に、同じ地域、同じ圏域の中で住民の奪い合いになってしまったのでは、圏域の発展はありえないと思います。もちろん一定の競争というか切磋琢磨していくことは地域の活性化のために必要かと思いませんけれども、子育てに関する基本的なサービスは、どこへ行っても同じ、全国一律であるべきだと思います。全国市長会の特別提言の中で、子どもに関する医療と教育はナショナルミニマムとして国が責任を持って実施すべきであると全国市長会として意見の一致を見まして国の方へ提言をさせていただきました。国がナショナルミニマムの大きなビジョンを、子育て支援に関するビジョンを示して一定の立法措置を講ずることによって、全国どこに住んでいても家庭状況に左右されることなく、安心して子育てができて必要な教育を受けられる環境整備をすることを提言しております。

また、先ほど朝日町長からも子どもの貧困の連鎖の話もありました。貧困の連鎖によって子どもの将来が閉ざされることのないよう、子どもの貧困対策を総合的に推進することも国の役割としてこの提言の中に位置づけております。現在ご承知のように、経済的に豊かなはずのこの日本で、子どもの貧困問題が深刻さを増しております。子どもの貧困対策は将来の国の成長力、社会基盤の強化といった点で非常に大きな課題であって基本的に国が責任を持つべきであると考えます。さらにもうひとつ、そういったことを国が実行していく、そして地方も地域の実情に合った子育て支援・少子化対策を実行していくためには財源が必要になります。そうした意味で、必要な財源を確保して、国と地方の役割に応じた財源配分をすることも提言をしております。子育て支援は国の将来にも関わることでありますので、財源の確保と配分、こうした趣旨で提言を

させていただきました。国に対してこういう提言を行った以上は、地方としてもそれぞれの地域の特性を活かした有効な対策を実施していくべきであることは言うまでもありません。そのことも特別提言の中にしっかりと明記をしております。そこで知事にお尋ねします。こういった国への提言を踏まえて、例えば全国知事会を通じた国への働きかけ等、知事のご意見あるいは考え方をお聞かせいただければと思います。

知 事

基本的考え方は全く本当に田中市長がおっしゃっていただいた通りで私もあります。うちの少子化対策の関係の計画は、「子どもスマイルプラン」というのを昨年度末に作って、今年度からずっとやっているのですが、そこに計画の原則というのを5つ書いてあって、そのひとつは子どもの最善の利益を考えるというのがひとつあるのですが、もうひとつに家族形成については個人の意思が尊重されると。だから産めよ増やせよとかでもないし、1人目から次2人目も絶対産みなさいとかでもないし、結婚しなさいみたいな、押しつけみたいなのはダメで、家族の形成は個人の当事者の意思が尊重されるという原則が書いてあって、だからこそ家族の形には色々あって、だからこそ地域によってそれぞれ実情が違う。一方で今まさに市長がおっしゃっていただいたように協力とか医療とか子育てというのは国でやらなければならないことなので、国としては先ほどの財源確保の話がありましたけれど、地域が地域の実情に応じて、地域の役割に応じて主体的にできるようなそういう財源を国で確保しながら、実際の中身は地域が地域の実情に応じて地域の人たちと顔が見える関係の中で主体的になれるような枠組みが大事だということを全国知事会においても常々申し上げさせていただき、私も発案させていただいて、地域少子化対策交付金というのを30億円で当時作って、ずっと補正だったので今年はちゃんと当初予算にしてくれよという話をして結果閣議決定では30億円の内25億が補正で5億が当初予算になりましたけれども、それでもまだその交付金でも先駆性とかを言って、自治体って他のところでもやっていたいいのかといったら、自分のところにもカスタマイズしてやれたらいいのに、まだ先駆性とかいう条件が付いていますけれども。ちょっと話はそれでしたが、子育て支援等においての考え方というのは、今申し上げたように地域の実情に応じて地域がしっかりやれるように国においてはそういう財源確保等の責任をしっかり果たしてほしいと思いますし、サービス合戦にならないようにという子ども医療費においても、私共ずっと、ほとんどの自治体において就学前のところはやっているのだったらじゃあそれは国の事業としてちゃんとやってくれというようなことも全国知事会としても要望をさせていただいておりますし、後は貧困対策についても全国知事会の私が所属する次世代育成PTというプロジェクトチームの中で、今年は予算期の前に、秋に子どもの貧困に対する緊急提言というのを出して、正に今国がやっているのは子どもの未来応援国民運動というのをやって、それのお金を寄付で集めましょうというのをやって

いるわけなんです、子どもの貧困対策を寄付でやろうという、ザクツと言うとそういうやり方をしているわけだけれども、それって本当にそうですかと。全国どこにいてもどういう家庭環境にあってもその子たちが少しでもそれで改善していい方向に幸せに向かって行くようにするのは、やはり国の責務であり、それを自治体がしっかり実行していくということが大事なのではないかということで、貧困対策における財源確保等についてもしっかり確保してほしいというようなことも申し上げてきました。ですので、今市長がずっとおっしゃっていただいた全国市長会の研究会の特別提言に基づくお話しというものについては、私たちが極めて強く賛意を示すところでありますので、これからも、今また先ほど多文化共生の話等においては石原町長からも県と市町もせめぎ合いながらという話もありましたけれども、よくそういう議論をし、国の責務としてあるものについては、国と一緒に働きかけていながら、いずれにしてもその子どもたちの最善の利益が確保されるような形になるようにしていきたいと思えます。

四日市市長

ありがとうございました。今、国と地方の役割分担ということでお話をいたしました、少子化対策・子育て支援は人口減少対策にもつながるテーマだと思いますし、これから地方創生の総合戦略を実行していく上で国と地方の役割だけではなくて、県と市町の役割、これもあると思います。県と市町がタッグを組んでやる事業もあるでしょうし、きっちり仕分けをして県でやる、市町がやるというのもあると思います。例えば四日市では以前から「父親の子育てマイスター制度」という講座を開いております。もうすでに86名の方が修了しており、その中の修了生が作った「パパスマイル四日市」というグループが、今年度、県のファザー・オブ・ザ・イヤーの大賞を受賞いたしました。各市町でやっているその地域に応じた子育て支援対策の事業を水平展開する意味で、県で表彰をしていただいたのは非常に意義のあることだと思います。県と市町の役割分担という点について、答えにくいと思いますが、知事のお考えをお伺いしたいと思います。

知事

そうですね、子育て等の分野においては基本的に基礎自治体のある市町において果たしていただく役割が大きいと思っておりますけれども、専門性を発揮しなければならない部分であるとか、あるいは市町だけではリソース等に限りがあつてうまくできない部分等において補完的にやる部分と、後は広域で取り組んだ方が効果的・効率的に取り組めるようなもの等について取り組むというようなこと等が、後はモデル事業的な先進的に取り組んでみてやっていいようなものという、専門性・補完性・広域性・先進性というのがひとつの子育ての分野において役割分担、県の側から見れば、そういう観点で臨むというのがいいのではないかと考えています。なので、例えば発達障

がいの子たちに対するあすなろ学園におけるチェックリストイン三重という CLM というものにおいて、市町の皆さんに半年とか1年とかであすなろ学園に研修に来ていただいて、そこで発達障がい等のことについて学んでいただいて、戻って各市町でワンストップ窓口として発達障がいにおいて、福祉や教育をつなぐ人材となってもらっているというようなことなどは、正に専門性ということとか、補完性とかということのひとつの例だと思えるのですけれど、そういう切り口で、県の側から見ればやるのがいいのかなと思っています。

四日市市長

ありがとうございました。少子化対策・子育て支援については人口減少対策という、国にとっても県にとっても市町にとっても非常に大きな課題だと思います。県と各市町の連携の在り方について具体的に議論をできるような機会を設定していただきたいと思いますが、組織的なものでも機会でも結構ですがそういう点についてはどうお考えでしょうか。

知事

そうですね、今色々な事業分野ごとにやっているケースもありますし、今市長おっしゃっていただいたような横断的な形で子育て支援というので、ご議論させていただくのがいいのか、それも首長レベルでやるのがいいのか実務担当者レベルでやるのがいいのかそれぞれあるかと思えますけれども、また、例えば小児在宅のやつなんかは県で例えば桑名と鈴鹿でやったんですけれども、そもそも関係者が会ったことないとか、リハビリの関係の人、心理の関係の人、医療の人、看護師の人という会ったことのないという、そもそも顔が見える関係作りからスタートしようというような事業分野もあったりする一方で、例えば母子保健の分野等においては、一定もうすでに関係性ができている部分もあると思うので、そこは全然私は話し合って検討することで生まれてくるものがあると思いますから、どういうレイヤーでどういうのがいいのかというのはまた色々相談させていただければと思います。

(3) 閉会あいさつ

知事

田中市長、石原町長、栗田町長、そして城田副町長、本当に今日はどうもありがとうございました。年末年押し迫る中で貴重な時間を頂戴しました。子どもの育成に関する諸課題ということで、大変重要な、これからも長く続く、行政にとって特に子どもを巡る環境が大きく変革していく中ですので、重要な課題でありました。ぜひこれからも子どもたちのために連携して取り組んでいければというふうに思いますので、何卒よ

ろしくお願い申し上げたいと思います。それでは後 1 週間で今年が終わりますので、来年良い年をお迎えになりますよう、よろしくお願いいたします。本日はどうもありがとうございました。